

『三国遺事』 王曆の高句麗と新羅

鄭チヨン
早チヨ
苗ミコ

はじめに

日本人の形成について最近までは東南アジア系の縄文人が土着化していたところに、弥生時代になって朝鮮半島経由で北アジア系が渡来し、その数は数十万人にのぼるとされ、また現在では形態学的に見て日本人は八対二の割合で北アジア系が多いという説が、国際日本文化センター名誉教授の埴原和郎氏などによつて提示され多くの支持を得ているようである。

戦後、歴史学を民族の手によつて研究することが活発になつた朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国で共に民族のルーツに対する研究が進められてきた。その中で、最近話題になつてゐる報告がある。李進熙氏の論文によると

「去年（一九九三）の九月二十八日、朝鮮中央通信（平壤）は、平壤市江東邑で檀君の遺骨が発掘され、実在の人物だったことが証明されたというニュースを配信した。数日後の十月二日、「労働新聞」が朝鮮社会科学院（金錫亭院長）で作成した「檀君陵発掘報告」を第一面に掲載、見出しを「半万年の悠久な歴史と（朝鮮）民族の單一性に対する確証」とつけた。そもそも、朝鮮労働党の機関誌である『労働新聞』が考古学上の発掘成果を第一面で取りあげるのはまったく異例なことである。

すでに九月二十七日、金日成主席が姜成山総理、姜希源副総理、金正男党書記らと檀君陵を訪れて「現地指導」を行ない、「檀君が実在したとの考証がなされたのは、朝鮮民族史で重要な意義がある」と述べたといふ。

日本でも昨年からこの檀君が実在したというニュースは在日韓国・朝鮮人の間でも話題になつてゐる。

今から四三二七年前に檀君が古朝鮮で即位したということは『東国通鑑』などで知られ、檀君は『三国遺事』ではじめて登場して以来、古朝鮮の開祖として親しまれ、今も韓国新聞で檀君紀年が西暦と併記されているほどであるが、誰も実在の人物とは考へていなかつたであろう。

檀君陵の真偽はともかくとして、北朝鮮が国家的威信をもつて公表した檀君実在説は、神話が形成される社会的状況と政権担当者の史観を検討する上で、現代の私達に示唆を与えてゐるようと思われる。北朝鮮の首都平壤は朝鮮民族史にとって古代から発展の中心であつたとみなすことが、南北統一にとつて必要な論理であると北朝鮮では考えられているのかも知れない。

しかし文献から見れば、古朝鮮時代の民族構成だけでなく高句麗の民族構成も不明のままである。発掘されたといふ「檀君陵」のある平壤は高句麗第二の王都であつた中国吉林省集安から四二七年に第三の王都として移され、六八年に高句麗が滅亡するまで首都であつただけでなく、その後の韓国・朝鮮史のなかでも都市として重要な位置を占めてきた。高句麗や古朝鮮の地域はかつて東夷と呼ばれて

来た所で、夫餘、挹婁、肅慎、東沃沮、濊、辰韓、弁辰、馬韓、加羅、百濟、新羅、倭等多くの民族や國が存亡してきた複雑な歴史が記録されている。文献では檀君伝説は十三世紀末の『三国遺事』以前の記録がないため、いわゆる檀君朝鮮は東夷伝のなかには含まれず、韓国・朝鮮史は箕子朝鮮、衛滿朝鮮から始まり、漢の四郡の時代から玄菟郡下の県名のひとつとして高句麗の名称が記載され、その後、高句麗の建国から三国時代に入つていく。朝鮮半島中南部の百濟、新羅は韓族が主たる住民であつたと考えられるが、高句麗は多民族が雜居し、また王系も夫餘系であるなど複雑である。本稿では『三国遺事』王暦の高句麗、新羅王系を『三国史記』の即位前記の王系と比較することによつて、古代朝鮮三国における王系がいまだ不確実であることを再認識する一助になればと思う。

—『三国遺事』王暦の高句麗王系

『三国遺事』(以下「遺」と略す)「王暦」⁽²⁾は新羅、高句麗、百濟、駕洛の始祖王から国除までの王系と後高句麗、後百濟の王名と高麗太祖の名を記載するが、『三国史記』(以下「史」と略す)の王系や王名等との間に相違がみられる。表Iは初代から第二八代までの高句麗王系を『遺』と

表 I 『遺』『史』の高句麗王系

代	王名		諱		父母		姓	
	遺	史	遺	史	遺	史	遺	史
1	東明	東明聖	朱蒙, 鄒蒙	朱蒙, 鄒牟, 衆解	父檀君	父解慕漱, 母柳花	高	高
2	瑠璃, 累利 □留	瑠璃明	類利, 瑰留		父東明	父朱蒙, 母礼氏	解	
3	大虎神	大武神, 大解宗留	無恤, 味留	無恤	父瑠璃	父瑠璃明, 母松氏	解	
4	閔中	閔中	色朱	解色朱	父大虎			解
5	慕本	慕本	愛留, 豪	解豪, 解愛妻	(閔中之兄)	父大武神		
6	國祖, 大祖	大祖大, 國祖	宮	宮, 於漱		父再子之子, 母扶余人		
7	次大	次大	遂	遂成	(國祖王之 美弟)	大祖大王之同母弟		
8	新大	新大	伯國, 伯句	伯國, 伯句		太祖大王之末弟		
9	故國川, 國襄	故國川, 國襄	男虎, 夷 (伊)謨	男武, 伊夷 謨		新大王伯國之第二子		
10	山上	山上	延優	延優, 位宮	(故國川之弟)	故國川之弟		
11	東川	東川, 東襄	郊彘, 豪 位居	豪位居, 郊彘	母酒桶村女	父山上, 母酒桶村人		
12	中川	中川, 中襄	然弗 然弗 改豪	然弗	東川之子	父東川		
13	西川	西川, 西襄	藥盧, 若友	藥盧, 若友		父中川第二子		
14	烽上, 雄葛	烽上, 雄葛	相夫	相夫, 矢矢 妻		父西川		
15	美川, 好穢	美川, 好穢	乙弗, 濟弗	乙弗, 濟弗	西川王子 咄固之子	父西川の子 鄒加咄固之子		
16	國原	故國原, 國岡上	劍, 斯由, 岡上	斯由, 劉 (劍)				
17	小獸林	小獸林, 小 解朱留	丘夫	丘夫	國原王之子	父故國原		
18	國壤	故國壤	伊連, 於只 支	伊連, 於只 支		小獸林之弟		
19	廣開	廣開土	談德	談德		父故國壤		
20	長壽	長壽	臣(連)	巨連, 琦		父廣開土		
21	文咨明	文咨明, 明 治好	明理, 个雲, 高雲	羅雲		父古鄒大加 助多		
22	安藏	安藏	興安	興安		父文咨明		
23	安原	安原	宝迎	宝延		安藏之弟		
24	陽原, 陽崗	陽原, 陽崗 上好	平成	平成		父安原		
25	平原, 平國	平原, 平崗 上好	陽城, 高□	陽成, 湯		父陽原		
26	豐湯(陽), 平湯(陽)	要陽, 平陽	元, 大元	元, 大元		父平原		
27	榮留	榮留	成□□, 建 武	建武, 成		豐陽異母弟		
28			宝藏	宝藏		建武の弟大 陽王之子		

㊂ | | 内は後世の書込み

() 内は父母以外の系譜

『史』から王名（謚）、名（諱）、父母、姓に分けて整理したものである。『遺』は高麗の僧侶一然（一一〇六—八九）が一二八〇年代に編纂し、弟子の無極が補筆した私撰の史書であるのに対し、『史』は宰相であった金富軒（一〇七五—一二五二）らが一二四五年に編纂した官撰書で、両書の成立時期に百年以上の開きがある。

『史』の編纂當時、高麗時代以前の史書として『旧三国史』があり、『史』に引用された書名として「海東古記」「三韓古記」「新羅古事」等があげられている。金富軒が『旧三国史』のことを『史』で一切取上げていないことはよく指摘されるところである。井上秀雄氏は『三国史記』の原典をもとめて^④で、『史』に引用された史料として、新羅関係だけで固有の史料五四種・中国史料三六種、高句麗関係では固有の史料十種・中国史料一七種、百濟関係では固有の史料六種・中国史料一一種を数えている。

『史』が引用した史料が『遺』の編纂當時どの程度残っていたのかは不明であるが、李奎報（一一六八—一二四二）の『東国李相国全集』で『旧三国史』が引用されていることからすれば、『史』と『遺』の編纂に百年以上の時間が経過していても、『史』に引用された史料の多くは『遺』編纂時にも存在していたと考えられる。また『遺』が引用

した史料が『史』と一致しない場合があることから、高麗時代には先の三国時代を叙述した史書が数多く出版されたことも推測される。官撰の『史』であれ、私撰の『遺』であれ、それぞれ編纂する目的に応じて取捨選択しながら史料を引用してきたのであるから、そのことが『史』と『遺』の原典とそれぞれの編纂の関心を検討する手懸りになるのではないかと考えられる。

表Ⅰによつて、まず王名から両書を検討してみる。高句麗第一・二代王名は『遺』では東明王、瑠璃（累利・口留・瑠璃はいずれも音通）王とあるが、『史』では東明聖王、瑠璃明王となり聖・明という良い字がつけ加わっている。第二四・二十五代も『遺』では陽岡王、平国王が『史』では陽岡上好王、平岡上好王とやはり良い字がつけ加えられているので、『史』は王の謚がより格があると見られる。原典をあえて採用したのではないだろうか。第三代王は『遺』では大虎神王であるのに『史』は大武神王と記す。この点については『三国遺事考証上』は「武を虎としたのは、高麗惠宗王の諱「武」を避けたからである。『遺』ではこの他にも人名や年号に武がつく場合は、みな武を「虎」か「茂」に改めている。しかし新羅文武王を文虎王と改めても武烈王は改めていない」と注解するが、『史』

では何故惠宗の諱が避けられなかつたのか、あるいは『遺』でも「武」を避けたり避けなかつたりした理由が検討されてこなかつた。『史』『遺』が高句麗王系の原典とした史書の違いが、両書の王名の相違になつてゐるのであるが、高麗惠宗の在位は九四三—九四五五年であり、太祖と共に高麗王朝を建てるに功績の大きかつた惠宗の諱である武を避けた高句麗王系を記した原典は惠宗在命当時の史書である可能性が考えられる。「武」字を避けなかつた『史』が原典とした高句麗王系の史書は、惠宗以前の史書か、あるいは諱を避けることをしなかつた史書であつたかも知れない。『遺』では高句麗王暦だけでなく、百濟王暦でも第二五代武寧王を虎寧王に記しながら第三〇代武王に対しても「武」字を避けていないうように、必ずしも諱を避けていい。また新羅王暦については第二九代武烈王も第三〇代文武王も『遺』王暦では「武」を避けていないが、本文では文武王は文虎王になり、第四五代王も王暦では神虎王となり、『遺』紀異第二・「神武大王 虎長 弓巴」では神武王と記されるなど、避諱は不統一である。

しかし『史』では諱を避ける例は見られない。官撰書である『史』が高麗朝開国に功績が大であった惠宗の諱を避けることを、三国時代のどの王にもしなかつたという事実

は『史』編者の立場を示していると考えられる。新羅王室と同じ本貫の慶州貴族をその出自とする金富軾について、田中俊明氏は「要するに、李資謙の乱⁽⁶⁾・妙清の乱⁽⁷⁾によって敵対勢力を一掃した金富軾が、その政治的優位を史書のなかに根拠づけようとして撰修したのが『三国史記』である」といえるわけである⁽⁸⁾と『史』と金富軾の関係を指摘している。氏の指摘のように高句麗王室内における最高実力者ともなつた新羅王室を出自とする金富軾が、新羅金氏王系の武烈、文武、神武三王の「武」を含む王名に對して惠宗の名である武をあえて避諱しなかつたのは、新羅金氏王系の自らの立場からその必要を感じなかつたものと考えられる。李資謙の乱、妙清の乱という高麗王朝の根底を揺さぶった二大政変を鎮圧した第一の功労者であつた金富軾が、高麗太祖王建に降服したとはいえ、高麗王室と新羅王室は対等であると認識していたことが、結果として欠画をしても避諱をしないことになつたと考えられる。

『史』は編纂書であるから金富軾が勝手に避諱をしなかつたというものではなく、避諱のない王系を記す書物を『史』に採用したものであろう。『遺』『史』が編纂される當時の高麗には、三国時代の史書が前記したように多数存在していたが、金富軾は高麗王室の正統な世系の保持に功

績をあげた自分の地位と新羅王室の後裔であるという立場から『史』では避諱という手法を採らなかつたと推測され、このような金富軒の史觀は高句麗や百濟の王名に対しても避諱する必要性を感じなかつたため、新羅王名と同様に伝えられた王名をそのまま記録したものであろう。

王名のはじまりを見ると新羅では『遺』卷第一・智哲老王条には「第二十二智哲老王姓金氏。名智大路又智度路。

諡曰智澄。諡号始于此」と記し、また『史』新羅本紀でも「王薨諡曰智證。新羅諡法始於此」と記して諡号の始りを智證王代からとするが、『遺』王曆では「法興諡。諡始乎于此」と記して、智證王の次の王である法興からとし、一致していない。高句麗の場合は井上秀雄氏が、「おそらく広開土王陵碑文建立以後、平原王時代までの間に諡の制度が完備」していたが、「その理由の一つは広開土王陵碑文には、第三代までの王名が列記されているにもかかわらず、いづれも諱で記されている。また、広開土王については、『国岡上広開土境平安好太王』という正式の諡をもつておる、諡の制度はこの時期に施行しているものの、初代から一画一的な諡の追贈が行なわれていなかつたと言える」とされ、高句麗王の諡は広開土王碑建立以後、平原王時代まで、つまり西暦四一四一五九〇年頃までの間に制度として完備

していたと論考される。広開土王の子である長寿王十五（四二七）年に高句麗は平壤へ遷都し、それまでの王都であつた国内城（中国吉林省集安）を後にして国政の中心を朝鮮半島に移していった。領土拡大と新王都への遷都という飛躍的に国力が充実していった時期に、王名を諡の制度で統一し、王権の確立を内外ともに知らしていつたと考える井上説は妥当な解釈であろう。

百濟の諡の制度がいつ頃に成立したのかは推測に頼らざるを得ないが、第二四代東城王（四七九—五〇一）代以降かと考えられる。『史』によれば東城王の諡は牟大（或は摩牟）、第二五代武寧王の諡は斯摩（或は隆）、第二六代聖王の諡は明禮（めいり）、第二七代威德王の諡は昌、第二八代惠王の諡は季、第二九代法王の諡は宣、第三〇代武王の諡は璋、最後の義慈王と二四代から最後の義慈まで諱と諡（義慈は諡ではない）がとぎれることなく記されている。二四代以前では第一四代近仇首王の諱は須、第一八代腆支王の諡は映（『梁書』による）、第二二代蓋齒王の諡は慶司とあるが、一八代以前は諱と諡の区別はない。したがつて二四代以前の百濟王名に諱と諡が付けられていても、それが制度化されたのは二四代以降という目安がつけられる。

諡のはじまりの問題からして新羅の場合は智證王代か法

興王代の問題が残るにしても、六世紀初期に謚が確立したとみなされるが、高句麗、百濟は未だ不確な点も残り、時期の確定もむつかしい。史料のなかで比較的消失が少なく伝えられてきたであろうと考えられる王名等に不一致や混乱が見出せるることは、王系の中斷や政権争いの結果である。文献史料から歴史を考察する不確実性はこのように王名にまで及ぶのであるから、檀君の遺骨発見という考古学と文献との関係に対する検討は慎重にしなければならないのは当然である。

表1から『遺』と『史』の相違はいろいろ指摘できるが、なかでも王の父母の記載は大きく異っている。第一代東明王からして『遺』では父を壇（檀）君とし、『史』では父を解慕漱、母を柳花として始祖王からして出自を一致させていない。『遺』と『史』で王の父が一致するのは第二代瑠璃王の父を両書共に東明、朱蒙とし、第三代大武神王の父をそれぞれ瑠璃王としているところだけである。しかし『遺』では母名を記していない。第五代慕本王以後は『遺』では後世の書込み以外、父母に対する関心は示されなかったのか記載されていず、前王との関係、たとえば「閔中之兄」「國祖王之寢弟」等や『史』等の文献からの引用と考えられる後世の書込みが記されているにすぎない。

この場合も『遺』より先にある『史』による王系を参照するなどして、高句麗王系をすべて書込むことも可能であったが、そのようにはせず特に第一八代国壤王以後、『遺』は王の父母や前王との関係を一切書いていない。

百濟の場合、第八代古爾王、第二一代蓋齒王、第二十七代威德王、第三〇代武王の四名は父母名共に記載されてないが、他の王には父名もしくは第一六代辰斯王は「枕流王弟」、第一四代東城王は「三斤王之堂弟」という系譜が『遺』に書かれていて、高句麗と比較すると王系はよく書き残されているといえる。しかし母名と姓は一切書かれていない。高句麗と百濟が滅んで約五〇〇年以後に編纂された『史』と『遺』の両国に対する王系は、編纂者の意図によつて、たとえば『遺』なら『史』を採用して父母名などを書き入れて整理できたはずであるが、その手段をとらずに『遺』編纂者の意図で空白をあえて埋めようとせず、不統一のままにしていることそのものが史料であり、編纂の際参考にした資料を歪曲していないひとつの証明にもなつていると考えられる。この二国と比較すれば新羅の場合は『史』で約二〇〇年、『遺』で約三〇〇年のへだたりを経て編纂され、金富軒のように新羅王族系であると自覚していた家臣たちが高句麗王朝に仕えていた時期であつた。ま

た史書を編纂する時にもつとも多く残されていたのも新羅関係のものであった。しかし『史』と『遺』は王暦に関してても母名や妃名で一致しない場合が多い。次に『遺』王暦の新羅王系を検討してみたい。

二 『三国遺事』王暦の新羅王系

表Ⅱは『遺』王暦による新羅王系である。『史』と比較すると『遺』の王名と相違する字が見られるが、音通するので王名の漢字表記に問題は見られないようである。しかし王の姓に対する記載は『遺』が多い。表Ⅱによれば新羅五六代王のうち『遺』では王の姓が四五代に書かれているが、『史』では第一代朴氏、第四、第九、第一一代王が昔氏、第一三代、第一七代、第二三代、第三七代、第四四代、第五三代が金氏と合計十人の王に対して姓が記してある。新羅王系では『史』でも『遺』でも父母名はほぼ欠かさず書かれているので、姓を書かなくてもその王の姓が朴・昔・金のいずれかであることはわかる。しかし『史』の即位前記では例を第一七代奈勿麻立干で見ると

『史』 奈勿_{〔云〕}尼師今立。姓金。仇道葛文王之孫也。

父未仇角干。母金氏休禮夫人。妃金氏。

『遺』 第一七奈勿麻立干。一作_{〔云〕}王。金氏。父仇道

葛文王。一作未召王之弟（未仇）角干。母（休礼）夫人金氏。
と、語句に若干の相違が見られるものの、王名、姓、父系、母名、妃名の形式は同じである。

『史』では高句麗王系と同じ王系の百濟を除き、本紀の始祖王の記載の最初に新羅では「始祖姓朴氏。諱赫居世」、高句麗では「始祖東明聖王姓高氏。諱朱蒙」が書かれ、王系の姓を明記しているが、前記したように姓が記される新羅王はむしろ少いし、表Ⅰのようないくつかの王に對しては始祖王にのみ姓「高」が書かれている。

高句麗王の姓「高」は『史』の始祖条と『遺』の王暦と『遺』紀異第一「高句麗」条で書かれているが、『遺』「高句麗」条がもつともくわしく「國號高句麗。因以高為氏。本姓解。今日言是天帝子。承日光而也。今自生。故自以高為代。」と記し、これについて『三国遺事考証上』では次のように注解している。

「高句麗の高をとつて氏としたというが、句麗王が高氏を称したとする初見は『宋書』高句麗伝に『高句麗王高璉。晋安帝義熙九年（四一三）云云』とある高璉（長寿王）である。広開土王（長寿王の父）一七年条に『〔春三月。遣使北燕。且叙宗族。北燕王雲遣侍御史李拔報之。雲祖父高和句麗之支。自云高陽氏之苗裔。故以

表 II - 1 『遺』王曆による新羅王系

代	王名	王の別名	諱	父	母	妃
1	赫居世			赫居世	閼英朴氏	雲帝
2	南解次々雄			南解	雲帝	○要王女金氏
3	弩禮尼叱今			瓊夏國舍達婆王, 花夏國王	積女国王女	南解王女阿老
4	脫解尼叱今 昔氏	吐解尼師今				
5	婆沙尼叱今 朴氏			弩礼	○要王女	史肖夫人
6	祇磨尼叱今 朴氏			婆沙	史肖	磨帝国王女○礼夫人
7	逸聖尼叱今			弩礼王の兄, 祇磨	伊利生, ○王夫人朴氏	○礼夫人で祇磨王女で日知葛文王の父○礼夫人
8	阿達羅尼叱今			逸聖		
9	伐休尼叱今 昔氏			角干仇鄒	知珍内礼金氏	
10	奈解尼叱今 昔氏			伐休庶孫の伊買	内礼	昔氏で助貴の妹
11	助貴尼叱今 昔氏	諸貴, 諸貴		伐休太子骨正の子		昔氏アルリ夫人は奈解女
12	理解尼叱今 昔氏	詰解王			助貴の母と同じで弟	
13	未鄒尼叱今 金氏	味炤, 未祖, 未召		仇道葛文王	生乎, 迹礼夫人, 朴氏, 伊非葛文王女	諸貴王女の光明娘
14	儒礼尼叱今 昔氏	世里智王		諸貴	○召夫人, 朴氏	
15	基臨尼叱今 昔氏			諸貴王の弟の二子	阿尔夫人	
16	乞解尼叱今 昔氏			于老音角干すなわち奈解王第二子		
17	奈勿麻立干 金氏	○王		仇道葛文王, 未召王弟○角干	○金氏	
18	寒聖麻立干	寒主王, 宝金		未鄒王弟大西知角干	礼生夫人, 萱氏登也阿干	阿留夫人
19	訥祇麻立干 金氏	内只王		奈勿王	内礼希夫人金氏未鄒王女	
20	慈悲麻立干 金氏			訥祇	阿老夫人, 次老夫人, 寒聖王女	巴胡葛文王女, 叱希角干
21	毗處麻立干 金氏			慈悲王第三子	未欣角干女	期宝葛文王女
22	智訂麻立干 金氏	智哲名, 智度路		訥祇王弟期宝葛文王	訥祇王女鳥生夫人	迎帝夫人は於撥代只登許作○角干女
23	法興王 金氏			原宗	迎帝夫人	日丑夫人
24	真興王 金氏	彌麥宗, 深闊宗		智訂	只召夫人, 息道夫人, 朴氏至梁里英史角干女	
25	真智王 金氏		金輪舍輸	法興王弟立宗葛文王	未氏尼○千女の息○色刁夫人朴氏	如刁夫人は起鳥公の女, 朴氏
26	真平王		白淨	真興	立宗葛文王女万呼, 万寧夫人	摩耶夫人は金氏で福胎, 後妃の僧満夫人は孫氏

表II-2 『遺』王暦による新羅王系

代	王名	王の別名	諱	父	母	妃
27	善徳女王		徳慢	真平王	麻耶夫人、金氏	匹は飲葛文王
28	真徳女王		勝曼	真平王弟国其 安葛文王	阿厄夫人は朴 氏奴追葛文王女	
29	太宗武烈王 金氏		春秋、竜 樹	真智王子竜春 卓文興、葛文 王子	天明夫人は真 平王女	訓帝夫人は慶 信の妹
30	文武王		法敏	太宗	訓帝夫人	慈義、訥王后 善品海干女
31	神文王 金氏		政明、字 日焰	文虎王	慈訥王后	神穆王后は金 運公女
32	孝昭王 金氏		理恭、洪 興光、本 の名隆基	神文王	神穆王后	先妃隋昭王后 は謚が族貞で 元大角干女、後 妃占勿王后は 謚が焰德で順 元角干女
33	聖徳王				孝昭の母弟	
34	孝成王 金氏		承慶	聖徳王	煥徳大后	惠明王后は真 宗角干女
35	景德王 金氏		憲英	聖徳	煥徳大后	先妃三毛夫人、 後妃滿月夫人は 謚景垂王后
36	惠恭王 金氏		乾運	景德	滿月王后	先妃神巴夫人 は委鬼正角干女、 妃昌昌夫人は金 將角干女
37	宣徳王 金氏		亮相	孝方海干で追 封は開聖大王 で元訓角干子	四召夫人の謚 は真懿大后で 聖徳女	具足王后で狼 品角干女
38	元聖王 金氏		敬信、敬 則	孝議大阿干で 明徳大王に追 封	仁、知島夫 人で謚は昭文 王后で昌近伊 巳女	淑貞夫人は神 述角干女
39	昭聖王 金氏	昭成王	俊崑	惠忠大子	聖穆大后	桂花王后は夙 明公女
40	哀莊王 金氏		重熙、清 明	昭聖王	桂花王后	
41	憲徳王 金氏		彥升		昭聖王母弟	貴勝娘は謚皇 娥王后で忠恭 角干女
42	興徳王 金氏		景暉		憲徳母弟	昌花夫人は謚 定穆王后で昭 聖女
43	僖康王 金氏		愷隆、悌 顥	憲真(貞)角 干で謚は興聖 大王、或は成 礼英臣干子	美道夫人、深 乃夫人で謚順 成大后で忠行 大阿干女	文穆王后で忠 孝角干女
44	閔(敏)哀王 金 氏		明	忠恭角干で追 封は宣康大王	追封惠忠王女 の貴巴夫人で 謚は宣懿大后 貞夫人	无容皇后で永 公角干女
45	神虎王 金氏		佑(微)	均貞角干で追 封は成徳大王		二從、繼大后 で明海(干)女
46	文聖王 金氏		慶膺	神虎王	真從大后	煥明王后

表 II-3 『遺』王暦による新羅王系

代	王名	王の別名	諱	父	母	妃
48	景文王 金氏		膺廉	啓明角干で追封は義恭大王で僖康王子	神虎王女光和夫人	文資皇后で憲安王女
49	憲康王 金氏		最	景文王	文資王后、義明王后	
50	定康王 金氏		晃		閔哀王母弟	
51	真聖女王 金氏		曼憲		定康王同母妹	匹は魏弘大角干で追封は惠成大王
52	孝恭王 金氏		旼	憲康王	文資王后	
53	神德王 朴氏		景徽、本の名秀宗	文元伊干で追封は興廉大王(祖父)	干女(祖父)	成、孝資
54	景明王 朴氏		昇英	神德王	資成王后	長沙宅で天尊角干子(祖父)
55	景哀王 朴氏		魏膺	景明王同母弟	資成王后	
56	敬順王 金氏		傅	孝宗伊干で追封は神興大王	娥は○康王子	

※(祖父)は祖父名まで記載されている。

高為氏焉云」とあり、「麗紀」(筆者注、「史」高句麗本紀のこと)この記事は「資治通鑑」より引用しているのである。すなわち高句麗王が高氏を称したのは北燕王の高氏に由来するもので、高句麗の高をとつたものではない。平原王(陽成)も「陳書」に高句麗王高湯とある。このように麗王が高某と名のつたのは事実のようであるが、それは後代のことで、しかも中国文献にのみ見えるのである。解慕漱・解夫妻をはじめ、琉璃王の太子解明、大解朱留王(大武神王)、解色朱(閔中王)、解憂(解愛妻慕本王)など「麗紀」の伝える伝説時代の麗王には解を冠する名が多く、それを美称ないしは氏と考えてもよいのである^⑩。

筆者も以前「漢書」「後漢書」「三国志」の高句麗と句麗の名称について^⑪で、高句麗は本来「句麗」であると論じたが、高氏が高句麗王系の姓であったとするには問題が残りすぎる。むしろ解が高句麗の初期王系につけられた姓であつた可能性が高い。

表 I で「遺」が始祖の姓を高としながら、一二、三、四代王の姓を解とし、「史」が同じく始祖だけに高を書きながら、二代王以下に姓を記さないのは、高を高句麗系の姓とすることに納得しきれないものを、編纂に使つた資料から

感じとったからかも知れない。高句麗王系について『史』は母名を柳花、札氏、松氏、扶余人、酒桶村人と五名だけあげているが、『遺』では酒桶村人という後世の書き込み以外、何も載せていない。高句麗と百濟に対して王母名を記載しなかった『遺』であるが、表IIの新羅王系はほとんど王母・妃名が書かれている。しかし百濟と高句麗に対しでは『遺』『史』とも王妃名を即位前記に書いていない。ただ百濟第一八代腆支王の即位前記には王妃の八須夫人が次王の久尔辛を生んだという一ヶ所だけ記載されている。この場合は腆支王が倭国に居る間に弟の碑礼が王権を奪うなど、国内体制が混乱していた時期であるため、腆支王権を強化する意味で後継の誕生を即位前記にあえて書き込んだのである。

『史』『遺』が編纂される頃には高句麗と百濟王系の王母・王妃名の記録はほとんど消失していたので、両書共に書き込めなかつたものとみなされる。しかし新羅王系も『史』と『遺』では王母・王妃だけでなく王父についても異なる場合がある。たとえば『遺』によれば第五三代神德王は「朴氏」。名景徽。本名秀宗。母真花夫人。夫人之父順弘角干。追謚成虎大王。祖元_{じゆ}弘角干乃何達王之遠孫。父文元伊干。追封興廉大王。祖文官海干。義父銳謙角干。追封

宣成大王。妃資成王后。一云懿成。又孝資」という系譜が記され、『史』の「姓朴氏。諱景暉。阿達羅王遠孫。父父兼_{一云}銳謙。事定康大王為大阿_{えん}渙。母貞和夫人。妃金代。憲康大王之女。孝恭王薨無子。為国人推戴即位」と異なる点が多い。父名が両書で異なり、王妃名も『遺』はくわしく『史』は姓金氏と憲康王の娘と記しながら名は伝えない。母名は『遺』では真花夫人とし、『史』は貞和夫人として一致しない。しかし「真」と「貞」はよく似てゐるため両書のどちらかが写しまちがいをしたとするなら「花」と「和」は音通であるから王母は一致するとみてよい。

『遺』の神德王暦記載の特徴は父名より先に母名を記し、父母の祖父まで記しているだけでなく、妃名より先に義父名を書くなど異例である。この点に関して『三国遺事考証上』では「王母の名が両書（『遺』『史』のこと）一筆者）で異なつてゐるが、その理由は不明。また王母の呼称が夫人名だけであること、大王の追謚を王母の父に与えていること、『羅紀』では阿達羅王の遠孫神德王にかけ、父系・母系を明示していないのに、ここでは母系にかけていることなどは王暦でも異例の記載法である。このような特異な記載法は新羅社会に母系尊重の風潮が強かつたためと見るより、朴氏王系の成立原因を王暦編纂者がその母系にあつたと考

えたためであろう⁽¹²⁾』と注解する。神徳王系がこのように複雑な記載になつた理由として『史』によれば父謙を父とする神徳王と、同じく父謙を父とする娘が孝恭王と結婚したことが指摘され、先に引用した『三国遺事考証上』では、「新羅は中国王朝から冊命を受けるため、第一四代真興王以後の王の姓を金氏とした。第三四代孝成王以后に、王妃・王母も唐朝から冊封を受けることになったが、王妃・王母は王族出身者が多く、金氏を称していたので、同姓不婚の制度をとる唐朝と対立した。第三九代昭聖王以后、王妃・王母の姓を唐の冊封を受けるため、唐の同姓不婚の制度を受け容れた新羅王朝は隨時王妃・王母の姓を造作した。その中で朴氏を称するものが比較的多かった。神徳王の姉妹が孝恭王の王妃となつたことから、神徳王も朴氏を称することになつた」と、井上秀雄氏の「新羅朴氏系の成立」を基に説明されている。

右の論考には『史』の王系から神徳王系を説明する説得力があるが、『遺』が『史』の王系を採用しなかつた理由をどこに求められるのかについては問題が残る。

表Ⅱの第五三・五四代を見れば王父・王母・王妃の系譜が祖父までさかのぼって記されていることがわかるが、これは『史』と一致しない書き方である。五三代神徳王から

五五代景哀王までの王の姓は朴氏となり、一七代奈勿王以降、金氏を新羅王の姓とみなしてきた『遺』王暦の編者はこの三代の王系の不確実さを、祖父まで系譜をさかのぼらせてことによつて王系を補強しようとしたとも考えられる。この三王代について金氏王系滅亡説、朴氏革命説、同姓不婚による姓の造作説が考えられているが、いずれにしても諸説に分れる原因のひとつは『遺』『史』編者の王暦に対する見解の相違であろう。

表Ⅱでは○字で記した欠字がかなり見られる。第三代王妃は○要王女となつてゐるが、『史』では王妃は日知葛文王の娘、あるいは王妃の姓は朴氏で許妻の娘という異伝も伝えている。第五代王母は○要王女となつてゐるが『史』では王母名は記されない。第一七代奈勿麻立干の王母は○○○○○で金氏とするが『史』では休礼夫人とし、また王妃は金氏味鄒王の娘とする。しかし表Ⅱのように『遺』は王妃名を書かない。第四五代王妃は貞○夫人となつてゐるが『史』では王母を朴氏眞矯夫人とし王妃名は記さない。しかし表Ⅱのように『遺』では王妃名を○從、あるいは繼大后ともい○明海(干)の娘と記す。

以上では表Ⅱの欠字を四代の王に限つて見、すべての欠字を検討したわけではないが、『遺』の編者が『史』等の

史料で王暦を補なうことができたにもかかわらず、『史』とは異なる見解で王暦を作成していたことがわかる。

また新羅では三人の女王が即位した。第二七代善徳女王、第二八代真徳女王、第五一代真聖女王である。この三人の女王の夫について『史』は一切記録しないが、表Ⅱのよう『遺』では善徳女王の夫を飲葛文王とし、真聖女王の夫を魏弘大角干として王暦にのせている。善徳女王の夫飲葛文王は『遺』王暦にしか記録が残されていないが、真聖女王の夫とする魏弘大角干については『遺』『史』ともに異伝を書いている。

『遺』卷二・紀異第二「真聖女大王 居陥知」では「第五十一真聖女王。臨朝有年。乳母鳩好夫人。与其夫魏弘匝干等三四寵臣。擅權撓政。盜賊蜂起」と記し、魏弘は真聖女王の夫ではなく、乳母の夫で、魏弘は女王の寵臣と権勢をほしいままにし、そのため盗賊が起つたとして、『遺』王暦の記載と大きく異なる。『史』では魏弘について「王素与角干魏弘通。至是常入内用事。仍命与大矩和尚。修集鄉歌。謂之三代目云。乃魏弘卒。追謚為惠成大王。此後潛引少年美丈夫両三人。淫乱仍授其人以要職。委以国政」と記す。すなわち魏弘とは昔から私通していたが、王が即位してからは魏弘は常に宫廷出入りし、仕事をしていたので、

女王は大矩和尚とともに郷歌という新羅独自の詩を編集するように命じ、「三代目」という歌集を作らせた。魏弘が死ぬと惠成大王と追謚した。その後少年や美丈夫二、三人をひそかに宫廷に引き入れて淫乱をきわめただけでなく、その者たちに要職を授けて国政を委ねた、とする。

『遺』王暦以外、『遺』卷二「真聖女大王 居陥知」条も、『史』も真聖女王の夫を魏弘とは記していないのである。新羅の詩歌の宝庫であったといわれる歌集『三代目』の編纂に携つたほどの才能ある人物として描写され、昔から私通していた魏弘は実質的に真聖女王の夫であつたとみなしてよいだろう。魏弘を真聖女王の夫と認めなかつた『史』でも、魏弘の死後に女王が淫乱をしたと記すことによつて、魏弘が女王の実質的な夫であつたことを示唆しているものと考えられる。『遺』王暦が伝えるように、真聖女王の夫は善徳女王同様にいたのであるが、『史』『遺』が編纂される高麗時代には、有夫の女王の即位を認められない時代背景が形成され、女王に関する系譜は異伝を作るこによつて、事實をあえて曖昧にしていったのではないだろうか。

三 結語

本稿では『遺』の王暦を高句麗と新羅を通して検討することによって、『史』との相違を若干見てきた。物語性もなく単純な王暦であるが、『遺』と『史』を比較すれば、

王名、王父、王母、王妃名等、異なる点が非常に多く、編纂書の史料批判の困難さと必要性が再確認される。

文献史料を用いるむつかしさをこのように理解すれば、檀君の信憑性だけでなく、新羅末期の王系すら検討しなければならない問題が多くありすぎることに気付く。また将来、考古学的遺物の年代測定がほとんど狂うことのない正確さで計算されたとしても、銘文でも出土しない限り、歴史上の人

物を文献によって特定することは今の段階ではかなり無理がある。体制を維持するために学問が利用されてきたことは、珍しくもない現象であるが、しかしこういう問題に対しては批判的に答えるしかない。

王系の検討が簡単な作業ではないことを前提に、檀君をはじめとする古代三国の王系とそれを記録した高麗時代の社会を再検討して「檀君陵」の歴史的位置づけがなされるべきである。

一九九四年春)

② 本稿では『三国遺事』正徳本を引用するが、「王暦」篇は『三国遺事考証上』(三品彰英遺撰 一九七五年五月十日 増書房)を参考する。

③ 本稿では学習院東洋文化研究所の学東叢書本を引用する。

④ 『朝鮮学報』第四八輯、一九六八年。

⑤ 『三国遺事考証上』は②と同。三〇七ページ。

⑥ 一二二六年、高句麗王室の外戚であつた李資謙が軍隊を率いて宮殿に侵入し、宮殿に火を放つて仁宗王を毒殺しようとも謀つた。この乱の收拾に金富軾は功績をあげた。

⑦ 一一三五年、僧侶の妙清らは陰陽の術で仁宗王に取り入つて西京(今の平壤)への遷都をうながした。遷都を反対する金富軾が強引な妙清らの勢力を討つた事件。

⑧ 田中俊明「『三国史記』撰進と『旧三国史』」(『朝鮮学報』八三輯、一九七七年一月)

⑨ 井上秀雄「四世紀後半における高句麗王の性格」(『朝鮮学報』九十輯、一九七九年一月)

⑩ (5)と同。三九二—一三九三ページ。

⑪ 『朝鮮学報』八九輯、一九七八年十月。

⑫ (2)と同。二七九ページ。

⑬ (2)と同。二七八—二七九ページ。

⑭ 井上秀雄「新羅朴氏王系の成立」